

毎週火、金曜日発行(但休日当る。は翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇人委規則 暫定手当に関する規則
警察職員の退職手当の額から控除する額
に関する規則の一部改正
職員給与の支給に関する規則の一部改正

人事委員会規則

暫定手当に関する規則をここに公布する。

昭和三十六年二月三日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第三号

暫定手当に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十五年十二月鳥取県条例第三十

六号。以下「改正条例」という。)附則第十五項の規定に基づき、暫定手当に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(暫定手当の額)

第二条 改正条例附則第十五項の規定に基づく暫定手当の額は、次の各号に掲げる額に、職員の在勤する支給地域の区分が、四級地である場合にあつては三、三級地である場合にあつては二、二級地である場合にあつては一を乗じて得た額とする。

一 職員に適用される給料表の職務の等級の号給を受けている者にあつては、その号給に対応する別表第一に定める暫定手当額表に掲げる額

二 職員に適用される給料表の職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受けている者(以下「枠外者」という。)にあつては、その給料月額に対応する別表第二に定める枠外者の暫定手当額表に掲げる額

(暫定手当の額の特例)

第三条 職員が一の職務の等級からその職務の属する給料表における上位の職務の等級に異動する場合に新たに受けることとなる暫定手当の額が、当該等級に異動する直前に受けていた暫定手当の額に達しないこととなるときは、当該等級に異動する直前に受けていた暫定手当の額に達するまで、当該額をもつてその者の暫定手当の額とする。

(暫定手当の支給)

第四条 暫定手当の支給については、給料の支給方法に關する規定を準用する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。

2 職員の改正条例適用の日(以下「適用の日」という。)の前日における改正条例による改正前の職員の給与に關する条例に定める給料表の号給又は給料月額に係る暫定手当の額(以下「旧暫定手当の額」という。)が、第二条及び第三条の規定による暫定手当の

額をこえるときは、その者の暫定手当の額は、同条の規定による暫定手当の額が適用の日の前日における旧暫定手当の額に達するまで、その差額を同条の規定による暫定手当の額に加算した額とする。

3 職員の給与の切替等に関する規則(昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五項、第十六項、第十八項」を削る。

第十条及び第十一条を次のように改める。

第十条 削除

第十一条 削除

第十三条及び第十四条を次のように改める。

第十三条 削除

第十四条 削除

別表第一 暫定手当定額表

イ 行政職給料表の適用を受ける職員に適用

職務の等級		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
号	給	円	円	円	円	円	円
1	号給	1,470	1,000	770	580	480	330
2	号給	1,550	1,060	810	630	510	340
3	号給	1,630	1,110	860	670	550	360
4	号給	1,710	1,170	910	720	580	380
5	号給	1,790	1,220	960	770	630	400
6	号給	1,870	1,280	1,090	810	670	420
7	号給	1,950	1,340	1,060	860	720	450
8	号給	2,030	1,410	1,110	910	770	480
9	号給	2,140	1,470	1,170	960	810	510
10	号給	2,220	1,550	1,220	1,000	860	550
11	号給	2,300	1,630	1,270	1,060	910	580
12	号給	2,360	1,710	1,310	1,100	950	620
13	号給	2,410	1,770	1,350	1,140	980	650
14	号給	2,460	1,830	1,390	1,180	1,010	680
15	号給		1,880	1,430	1,210	1,040	710
16	号給		1,920	1,460	1,240	1,070	730
17	号給		1,960	1,480	1,270	1,100	760
18	号給		1,980		1,290	1,120	780
19	号給		2,010				

公安職給料表の適用を受ける職員に適用

職務の等級 号給	4等級	5等級
	円	円
1号給	450	390
2号給	480	410
3号給	510	430
4号給	550	450
5号給	580	480
6号給	630	510
7号給	670	550
8号給	720	580
9号給	770	630
10号給	810	670
11号給	860	720
12号給	910	770
13号給	960	810
14号給	1,000	860
15号給	1,050	910
16号給	1,090	960
17号給	1,130	1,000
18号給	1,170	1,050
19号給	1,200	1,090
20号給	1,230	1,120
21号給	1,260	1,150
22号給	1,290	1,180
23号給	1,320	1,210
24号給	1,350	1,240
25号給	1,370	1,270
26号給	1,390	1,290
27号給		1,310
28号給		1,330

別表第二(科外者の暫定手当定額表)

行政職給料表の適用を受ける職員に適用

1等級	2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		
	給料月額 円	暫定 手当額 円	給料月額 円	暫定 手当額 円	給料月額 円	暫定 手当額 円	給料月額 円	暫定 手当額 円	給料月額 円	暫定 手当額 円	
69,300	2,510	53,000	2,060	38,300	1,520	33,000	1,320	28,200	1,130	19,700	800
70,800	2,580	56,100	2,130	39,000	1,580	33,700	1,360	28,800	1,190	20,200	830
72,300	2,650	57,200	2,200	39,700	1,630	34,400	1,410	29,400	1,220	20,700	860
73,800	2,720	58,300	2,270	40,400	1,680	35,100	1,450	30,000	1,260	21,200	890
75,300	2,790	59,400	2,340	41,100	1,740	35,800	1,500	30,600	1,300	21,700	930
76,800	2,860	60,500	2,410	41,800	1,790	36,500	1,550	31,200	1,340	22,200	960
78,300	2,940	61,600	2,480	42,500	1,840	37,200	1,600	31,800	1,390	22,700	990
79,800	3,020	62,700	2,540	43,200	1,900	37,900	1,660	32,400	1,430	23,200	1,020
81,300	3,090	63,800	2,610	43,900	1,950	38,600	1,710	33,000	1,470	23,700	1,060
82,800	3,160	64,900	2,690	44,600	2,000	39,300	1,760	33,600	1,520	24,200	1,090

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年二月三日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第四号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則(昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。(控除する額)

第二条 特例条例施行前に退職した者で引き続き鳥取県職員退職手当支給条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十六号)第二条に規定する職員となつた者について、特例条例第四条の規定に基づき控除する額は、そ

の者が退職する際に受けていた別表上欄に定める給料表の等級に対応する同表の左欄に定める該当退職年月日欄の率を、特例条例施行前において退職した際に受けていた退職手当の額に乗じて得た額とする。別表を次のように改める。

別表

特例 施行前の 職級の 等級	行政職給料表					公安職給料表					
	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
自昭23.1.1 至昭23.5.31	6.81	6.43	6.20	6.04	5.98	5.98	6.56	6.50	6.33	6.27	6.27
自昭23.6.1 至昭23.11.30	5.24	4.94	4.77	4.64	4.60	4.60	5.04	4.99	4.86	4.82	4.82
自昭23.12.1 至昭25.12.31	3.43	3.24	3.12	3.04	3.01	3.01	3.29	3.26	3.17	3.15	3.15
自昭26.1.1 至昭26.9.30	2.57	2.42	2.34	2.28	2.26	2.26	2.46	2.44	2.38	2.35	2.35
自昭26.10.1 至昭27.10.31	2.10	1.98	1.92	1.86	1.85	1.85	2.01	2.00	1.94	1.93	1.93
自昭27.11.1 至昭28.12.31	1.69	1.59	1.53	1.49	1.48	1.48	1.62	1.61	1.57	1.55	1.55
自昭29.1.1 至昭29.6.30	1.49	1.40	1.36	1.32	1.31	1.31	1.43	1.41	1.38	1.36	1.36

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日以降退職した者に対して適用する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年二月三日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 寛 蔵

鳥取県人事委員会規則第五号

職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。第九條第二項第二号中「五万一千円」を「五万六千円」に、「四千二百円」を「四千六百元」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年一月一日から適用する。

2 昭和三十六年一月一日からこの規則施行の日の前日までの間において、改正後の職員の給与の支給に関する規則第九條第二項第二号の規定の適用により新たに扶養手当の支給該当事となるものに対しては、届出が

この規則の施行の日から十五日を経過するまでになされた場合に限り、当該支給該当事となつた日を職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)第九條第二項本文の「事実が生じた日」とする。この場合において、給与条例第九條第二項但書の「これにかかる事実の生じた日」とは、この規則施行の日をいうものとする。